

精華町教育委員会会議 議事録

令和7年（第1回）

1 開 会 令和7年1月28日(火) 午後2時30分
閉 会 令和7年1月28日(火) 午後4時10分

2 場 所 精華町役場 3階 301会議室

3 出席委員 川村教育長 松下教育長職務代理者 高岡委員
麻生委員 久保委員

4 欠席委員 なし

5 出席事務局職員

松井教育部長 有城総括指導主事
田原学校教育課長
川畑学校教育課担当課長(防災食育センター長)
小笠原生涯学習課長
上野生涯学習課担当課長(図書館長)
平井学校教育課課長補佐

6 傍聴者 2名

7 議事の概要

(1) 開会及び冒頭あいさつ

教育長から第1回教育委員会会議の開会を宣言。

(2) 第12回教育委員会会議議事録について

教育部長から令和6年第12回教育委員会会議の議事録について説明。

【採 決】

・全員承認

(3) 教育長報告事項

学校は12月24日が2学期の終業式で、正月を挟み1月8日から3学期

がスタートしている。年末と年始には町長から訓示があった。

1月12日、精北小学校を会場として、精華町の消防出初め式があった。また、翌13日には委員の皆さんに出席いただいた二十歳のつどいを京都府立けいはんなホールで開催した。

1月24日、高齢者を対象とした学びや交流を支え、約50年の歴史がある精華寿大学で、今年度の最終回として新春落語を開催した。

1月27日、松下委員が会長をされている精華町人権啓発推進委員会の人権講演会が開催された。佛教大学の原清治氏によるいじめに関する非常に興味深い内容の講演だった。

【委員からのご意見】

松下委員　今回の人権講演会は子どもの人権をテーマに、原先生の専門である生徒指導に関連して、いじめに関する講演になったと思われる。

(4) 議決事項

議案第1号　令和6年度精華町議会定例会1月特別会議提出議案に係る意見聴取について（令和6年度精華町一般会計補正予算（第9号））

教育部長 【提案説明】

私立幼稚園物価高騰対策事業として、物価高騰の影響を受けている私立幼稚園に対して補助金を交付するもので、事業費として総額60万1,000円を新規計上している。

この事業は、国の交付金を活用して行うため、他部署が実施する同様の事業と一括し、総務費の地方創生費で計上している。

事業概要として、本町では毎年町内の私立幼稚園3園に対して、私立幼稚園運営補助金交付要綱に基づき、幼稚園の運営費に対する補助を行っているところだが、これに加えて昨年度と一昨年度の過去2年間に、私立幼稚園物価高騰対策事業として、国の地方創生臨時交付金を財源に光熱費等の高騰の影響を受けている運営費に対する補助を行った。今回の提案分についても、昨年、一昨年と同様の趣旨により、国の

臨時交付金を活用して町内の私立幼稚園に対する同様の補助を実施するものである。

なお、補助額は1園当たり20万円を上限として実施することを予定している。

次に、歳入だが、今回の事業費全体の財源内訳として、国庫支出金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が総額7,401万1,000円で、財政調整基金から210万円の繰入れを行うこととしている。

松 下 委 員 今回の事業は各園からの要望を受けてのものか、それとも、最近の状況に応じて教育委員会から提案しているものか、どちらなのか。

学校教育課長 要望を受けてのものではなく、令和5年度、4年度にも実施しており、今回も国の交付金を活用し、精華町として園を支援していこうと計画したものである。

松 下 委 員 エネルギー価格の高騰は、一般家庭においても影響が大きく、幼稚園のような大きな施設であれば更に影響も大きいと思うので、補助額の設定も含めて今後ともご配慮をお願いしたい。

学校教育課長 町教育委員会としては、この20万円という設定は、令和5年度の実績ベースで、対象とする経費の高騰分に対しての補助としては、一定妥当と考えている。

(採決 ー 全員挙手により原案どおり決定)

議案第2号 精華町立図書館運営規則一部改正について

教 育 部 長 【提案説明】

今回の改正は、大きく2つの内容があり、まず1点目は、図書館利用者の利便性向上のための規定の追加を行うものである。令和7年2月から、利用者の利便性の向上と行政サービスのデジタル化を推進するため、利用者サービスのDX（デジタルトランスフォーメーション）促進を目的に、図書館情報システムの更新を行うこととしている。更新に当たっ

ては個人番号カード、通称マイナンバーカードや、スマートフォンに表示させるWeb利用券を利用者カードとして利用できるようにするほか、システム更新に併せた新たなサービスとして、本町図書館内の資料のうち、今すぐ貸し出し可能な資料の予約を行えるようにするなど、利用者の利便性向上のための改正を行う。

次に、2点目は、図書館運営のさらなる適正化を図るための規定を追加するものである。図書館は地域住民が自由に利用できる場所であり、誰もが気軽に訪れ、また利用者が安心して過ごせるように、他の利用者への迷惑行為や図書館資料の無断持ち出しなど、適正な図書館運営に影響を及ぼす者に対して利用を制限し、また、長期滞納者への新たな貸出しや予約の停止などを行うための改正を行う。

そのほか、上記改正に関連した様式の追加や、文言の明文化、整理などを行うものである。

附則の関係では、まず、第1項の施行期日については、令和7年2月7日とし、貸出しの停止や予約及びリクエストの停止の改正規定は、令和7年4月1日からの施行とする。

そして、次の第2項、経過措置については、改正後の規則の施行日において、現に図書の貸出しをし、長期滞納をしている者に、改正後の規則を適用するための経過措置を規定するものである。

久保委員 第5条の2として利用の制限の規定が新たに加わるが、図書館の現状として、カスタマーハラスメントと呼ばれるマナーの悪さやルール違反が増えているということか。

生涯学習課担当課長 (図書館長) 確かに利用者から様々な意見、要望をお受けする状況はあるが、それは精華町立図書館に限ったのではなく、様々な図書館でも同様であると考えている。

現在の第5条では騒音、暴力等、他の利用者迷惑をかける行為をしないこと、図書館資料を無断で館外に持ち出さないこと、資料に落書きや切取り等を行わないこと、係員の指示に従うこと、以上を利用者の責務等として規定しているが、

それらに違反した場合の対応が明確にされていなかったのも、退館指示や入館拒否ができることを規定することが望ましいと考え、今回の提案をさせていただいている。

久保委員 現状では、図書館職員がそういった行為に困っていて、業務に支障を来している状態ではないということか。

生涯学習課担当課長
(図書館長) 実情を申すと、利用者の意見・要望に対して、理由を示してお断りしても、中にはなかなか納得されず、職員が対応に長い時間を要している事例もある。先ほど申したように他自治体の図書館でも同様の問題があるため、様々な機会で情報交換させてもらっている。

松下委員 最近、病院等でもカスタマーハラスメントに関する注意書きがされていることが多く、今回の改正規定と同様に、入館を拒み、または退館を命じることができるとされているが、それでも、例えば利用者が攻撃的な態度に出た場合は、最終的には警察に通報することになると思うが、そこに至るまでの対応で何か考えていることはあるか。

生涯学習課担当課長
(図書館長) 実際に暴力事象にまで至ったケースはないと近隣の図書館からは聞いている。もしそういったケースが発生した場合は警察の対応になるが、暴力までには至らない場合については、図書館の職員が退館を促し、その後は該当者を入館拒否とする内部の事務手続きをとり、次にその方が来られたときに館長から今後は入館しないでと伝える対応をされている図書館があり、本町もそのような対応方法を検討していきたいと考えている。

松下委員 今後、そういった事象が発生しないとは言えないので、何かマニュアル的なものが必要ではないか。

教育部長 役場庁舎あるいは図書館の管理上、いわゆる不当要求とされる行為があった場合についての対応マニュアルが存在しているが、不当要求まがいのカスタマーハラスメントなどへの対応は、基本として同マニュアルに沿った対応をするが、想定外の部分については、館長から説明したとおり今後の検討課題と考えている。

生涯学習課担当課長 (図書館長) 今年度は日程が決まっていないが、不当要求の対応マニュアルに基づいて図書館職員は年1回、木津警察署に依頼して研修を実施してもらっている。

麻生委員 私もこのような規則を設置しなければならない状況なのだろうか心配していたが、そういうことはなく、前もって準備しておく趣旨だと聞き、安心した。

少し話題が逸れるが、先日設けた自習可能席の利用状況はどうか。

生涯学習課担当課長 (図書館長) 今、詳細なデータは持ち合わせていないが、自習可能席は最大20席用意しており、金曜日を除いて、開館日は毎日ほぼ満席の状態である。

麻生委員 満席になっているのは放課後の時間帯か。学生ではない方たちも利用されているのだろうか。

生涯学習課担当課長 (図書館長) 一番利用が多いのはやはり学生だが、中には社会人の方が図書館の資料を利用して、勉強や仕事をされていることもある。

松下委員 自習可能席については、各自治体でこういった自習室を運営されているが本町にはなかったもので、ぜひ子どもを守る町精華町としてお願いしたいということで、去年の7月から試行され、今は本格実施になっている。

役場に来るたびに必ず自習可能席の状況を確認しているが、子どもたちはとても真剣に勉強している。小学生は見かけないが中学生、高校生、大学生、そして今あったように一般の方、それぞれ集中されており、よい方向で実施していただいたと思っている。

しかし、役場の近くの子どもたちは利用しやすいが、遠い地区の子どもたちは利用しにくい。そのため、予算や場所など様々な課題があるが、他の場所にもそういった場所が開設できたらよいと思う。

高岡委員 子どもたちが図書館をよく利用するので、議案を見て、ルールを守らない方がいるのだろうかと気になっていた。今回の改正で、利用者にとっては館内でトラブルがあればし

っかり対応してくれるという安心感に繋がると思うのだが、実際に対応するのは図書館の職員なので、今回の改正にあたって、職員の安全を守るためのマニュアルが未整備という点は気になった。

利用者カードについては、今使っているものの再発行が必要ということではなく、新規にカードを作る場合は変わるということか。

生涯学習課担当課長
(図書館長) 今までの利用者カードはそのまま使用でき、それに加えて希望者はマイナンバーカードを利用者カードにすることができる。また、スマートフォンに利用者カードの機能を持たせることもできる。

久保委員 マイナンバーカードがあれば以前の利用者カードは不要になるという理解でよいか。

生涯学習課担当課長
(図書館長) データを紐づける簡単な手続きは必要だが、マイナンバーカードを窓口に持参いただければ、それを利用者カードとして使用できるようになる。

川村教育長 今回が一番の狙いは、マイナンバーカードを利用者カードとして使えるようにすることで、DXの取組を精華町立図書館でも進めていきたい。

(採決 ー 全員挙手により原案どおり決定)

(5) 事務局からの諸報告

教育部長 1 職場における通年での軽装勤務について

これまで夏季期間中は、過度な冷房に頼らず工夫により快適に過ごせるよう、ノーネクタイなどの軽装勤務を実施してきたところだが、今後は職員の働き方改革の一環として、快適で働きやすい環境の整備を目指してガイドラインを策定した。ガイドラインの基本的な考えとして、身だしなみは相手に与える印象を意識し、相手目線で考え、不快感を与えないこと、精華町職員としての品位を損ねないことを心がけていくことを踏まえて、通年で運用していくこ

ととなったので、報告させていただく。

なお、運用は1月27日から開始している。

総括指導主事 1 生徒指導報告について

(1) 小学校

12月の問題事象はゼロ件。

不登校の児童数は18名。

(2) 中学校

12月の問題事象はゼロ件。

不登校の生徒数は55名。

4月から12月までで前年度と比較すると、問題事象については、小学校では、前年度はコロナ明けで少し増えて6件だったのに対して今年度は2件と、減少している。中学校では、前年度8件に対して今年度は5件と、こちらも減少している。事象の内容は生徒間暴力が主だった。

3日以上欠席は2学期を見てほぼ横ばいである。中学校は1年生で数名増えている。欠席日数が4、5日で、連続したものではないが、学校は経過を注視しているところである。

4月から12月までの間で20日以上欠席している児童生徒の人数は、小学校は22名、中学校は55名で、去年はそれぞれ21名、50名だったので、特に中学校では若干の増加傾向にある。

本町では、別室対応指導員の配置と別室環境充実による支援を行っており、特に令和7年度は別室対応指導員の全小・中学校への配置を進めているところである。

総括指導主事 2 重災害事故報告について

12月の報告は2件。1件は小学校で、学校管理外ではあるが、自転車と自動車による交通事故であった。けがは経過観察程度の軽症だった。もう1件は中学校で、休み時

間に倒れて救急搬送されたケースであった。検査のため入院はしたが、5日後からは登校している。

総括指導主事 3 令和6年度1回目追跡・2回目いじめ調査集計（11月実施）について

7月に実施した1回目調査の追跡ということで、小学校では1回目での認知件数が352件あったが、11月に担任が面談をしたところ、まだ行為がある、あるいは嫌な思いをしているという「要指導」が3件、行為はやんでいるが、不安が残っているという「要支援」が3件、嫌な思いはないが、行為をやんでいる期間が3か月に達していないという「見守り」がゼロ件、3か月以上いじめ行為がなく、被害児童生徒が嫌な思いもしていない「解消」が346件となっており、解消率は98%だった。

中学校では1回目での認知件数が16件あり、11月に行った追跡調査の結果では、「要指導」が1件、「要支援」がゼロ件、「見守り」がゼロ件、「解消」が15件で、解消率は94%だった。

続いて、11月に実施した2回目のいじめ調査では、小学校での認知件数は283件だった。内訳としては「要指導」が36件、「要支援」が11件、「見守り」が234件、「解消」が2件だった。

中学校での認知件数は20件で、内訳としては「要指導」が9件、「要支援」が2件、「見守り」が9件、「解消」がゼロ件だった。

「見守り」が3か月継続して初めて「解消」となることから、11月時点では小学校、中学校ともに解消率は低くなっている。1回目、2回目、いずれの調査についても、重大事態に至る事案はなかった。今後も丁寧な指導を継続し、解消につなげていきたい。

総括指導主事 4 令和7年度精華町学校教育・社会教育指導の重点につ

いて

令和7年度に向けた修正等のポイントだが、今年度は大きな変更はなく、京都府教育委員会の学校教育指導の重点などから表現の修正などの文言整理を行っている。

「1 学校経営の基本事項」の(3)では、ICTの活用に関して、京都府の重点に合わせて「積極的」を「効果的な」に表現を変更している。

また、(5)、学校運営協議会と地域学校協働本部の取組について、同じく京都府の重点に「コミュニティースクールと地域学校協働活動の一体的推進」と記されているため、「一体的な」という文言を入れている。

続いて、(6)、文部科学省の各資料で使用されている文言に合わせて、「学習の連続性」を「学びの連続性」に変更している。

「2 未来を生き抜く子どもの育成」では、「(2)学力の充実・向上」の学力テストに関する内容を、京都府の重点からの引用に置き換えた。

「(3) キャリア教育の推進」では「主体的に進路を」を「多様な進路を主体的に」という表現に変えている。これも京都府教育委員会の「人権教育を推進するために」の中で「多様な進路を主体的に選択する能力」と記されていることによる。

続いて、「(5) 生徒指導の充実」では、「積極的」を「プロアクティブ」に変更している。こちらは、京都府の重点の文言に照らした変更となる。

「(9) 健康教育・薬物乱用防止教育の充実」では、「身に付けさせる」を「身に付ける」に変更している。これは、児童生徒が基本的な知識を身につけるとともに、健康課題への理解を深める、そのための指導を指導者が行うという文意に沿って変更したものである。また、「市販薬の過量服薬」という文言を入れており、これは日本学校保健会、薬物乱用防止教室マニュアルの中で、市販薬の過量服薬が薬物乱用防

止教室で取り扱う内容として取り上げられており、改訂された小・中学校の保健の教科書でも医薬品の利用についてという内容があることから、変更している。

「(12) ICTの積極活用、プログラミング教育の推進」では、京都府の重点の表記に合わせて、平仮名表記の「つける」を漢字表記の「付ける」に変更している。また、「力」を「情報活用能力」に変更しているが、これは身につけさせたい力の種類を学習指導要領の文言に沿って具体的に変更したものである。

続いて、「5 命を守り人権を大切に作る共生社会づくり」では、「(1) 人権教育の推進」の漢字表記の「町」を平仮名表記の「まち」に変更している。これは、精華町第6次総合計画の基本理念、第3節、人権の目標像において、平仮名表記で「まちづくり」となっているため修正した。

「6 教育の質を高める環境の整備」では、京都府の重点などから引用して、「(1) 教職員の資質の向上」に「主体的に」という文言を追加している。

「(5) 教職員の働き方改革の推進」では、国の動向に合わせて部活動の「地域移行」を「地域展開」に変更しており、また、教育DXに関する一文を追加した。これは、京都府の重点で、クラウドや生成AIを活用した教育DXに関する記述が存在するためである。

生涯学習課長 続いて、社会教育指導の重点について生涯学習課長から修正案について説明させていただく。

最初の「はじめに」では、「令和7年度の本町の」という文言を挿入して学校教育指導の重点の「はじめに」と記述を統一する。

続いて「(2) 学校部活動の地域展開」では、先ほどご説明したとおり、学校部活動の地域移行等については、国において「地域展開」に名称が変更されていることから、本町でも「地域移行」から「地域展開」に修正している。

「(3) 子どもの読書環境整備の推進」では、これまで第

4次計画となっていたが、令和7年度からは第5次計画となることから修正している。

次に、「4 命を守り、人権を大切にする共生社会づくり」の「(3) 社会総がかりの取組の推進」では、京都府教育委員会の表記に合わせて「連携」の次に「協働」を挿入する。

次に、「5 教育の質を高める環境の整備」の「(3) 文化講座の充実」を「(3) 生涯学習講座の充実」に改めている。これは、生涯学習課で所管している寿大学等を含めて講座の見直しも検討していることから、それを踏まえた文言の整理である。

また、「文化フェスティバル」という文言については「せいか」という文言を挿入し、正式名称に変更している。

【委員からのご意見】

松 下 委 員 12月末に文部科学省が中教審（中央教育審議会）に次期学習指導要領の改訂に向けた諮問を行った。諮問内容は大きく3点あり、1つ目は、一コマの授業時間の問題。小学校は45分を40分に、中学校は50分を45分に、5分短縮するという案で、理由は様々あるようで、働き方改革に繋げようという理由もあるが、それは二の次で、やはり子どもの学力をどうつけるかということが主眼だと思うので、これから議論が始まるだろう。そのことによって学年で定める学習内容の弾力化が問題となる。2つ目は教員の負担軽減で、3つ目はデジタル化の問題である。

中教審に諮問すると、おそらく1年か1年半かけて中間答申と最終答申が出される。その最終答申を受けて学習指導要領の改訂が行われる。前回は平成29年3月に告示されたので、おそらく令和10年3月に告示されるだろう。

その後数年で、新学習指導要領に対応した教育課程を実施していくという流れかと思うが、この時間短縮の問題はこの間ずっと話題になっているので、実施されるのではないかと予想される。そうすると、令和7年度の精華町の重点のコ

ンセプトとして、大きくは変更せず、京都府教育委員会等や町の別資料で使用している文言に置き換えて整合を図ることはよいと思うが、精華町として、学校の状況を見て、中教審の答申が出るまでの間にしておかなければならないことはないかを考えなければならぬと思う。そのために我々は例年学校訪問をさせてもらい、学校の状況を見ているわけで、今、精華町の各学校ができていないことと、できていないこと、その整理をしていかなければならぬだろう。

前回の学習指導要領の改訂においては、中教審答申が出た後、全国的な流れとして中教審答申の内容を受けた取組が一斉に見られた。このようなことは初めてだったが、おそらく今回も同じようなことが起こるのでないか。精華町としても、その流れに乗り遅れないよう、中教審の動向を見ながら、教育委員会や学校現場が、町内小・中学校の授業がどのような状況かを把握するなど、準備していく必要性を感じる。

中教審の諮問の内容をもう一度確認して、それに対して、精華町では何が今課題になっていて、それに対して令和7年度は何をせねばならないのかという視点であたってほしい。

川村教育長 小学校の40分授業については、東京都の目黒区や滋賀県の愛荘町で実施され、時間短縮による学力的な低下は見られず、教員の働き方改革などをその時間で積極的に取り組めるといった効果が報告されているが、5分縮めた授業の中で同等の効果を保とうとすれば、よほど考えた授業をやらなければ教師の労働密度は高くなるし、子どもの学ぶ密度も高くなるので、簡単な話ではないだろう。

松下委員 私もそう思う。5分短縮すれば働き方改革が進んで教員の負担軽減が進むかということ、むしろ逆に教員の負担は増えるのではないか。理由は2つあって、1つは去年の学校訪問でも、チャイムが鳴って直ぐに授業を始めている学級は少なく、数分たってから授業を始めているので、実質35分、場合によっては30分になってしまっていることである。チャイムが鳴れば直ぐに授業を始めて、チャイムが鳴

れば終わることを徹底し、まずは丸々40分、45分の授業にしっかり取り組んでいかなければならない。

もう一つは、時間短縮によって生まれる30分は、文部科学省と中教審では、教員の退勤時間を早めることに使うのではなく、7時間目として、学力に課題のある子を指導したり、もしくはその逆であったり、様々な形でその30分を活用すると言っている。そうなった場合、そのためのカリキュラムを新たに組むという業務が発生する。

このように様々なことがこの問題にはあると思うので、まずは今の実態を把握して、何をしなければならないのかを考えることが必要だと思う。このまま進むと大変な状況になるだろう。

久保委員 時間短縮は、また新しいことが現場に放り投げられてきて、急き立てられているという受け止めをされるのではなく、何か、子どもたちが緩やかに成長していけるように学びを工夫することができる裁量を与えられたと感じられる、そういったニュアンスでやっていかなければならないのではないか。

学習指導要領の改訂があるたびに、しなければならないことが増える負担感だけが先行する進め方にならないよう注意する必要があるだろう。

川村教育長 一律に40分にせよということではなく、40分も選択できるようになるという意味ではないかと予想している。

松下委員 最終的には授業時間をどうするかは校長の裁量だが、この時間短縮の問題については、繰り返しになるが、中教審の動向を見ながら、精華町の学校が今どのような状況かをしっかり把握して、今後のことを考えていかなければならないと思う。

川村教育長 1つ気がついたのだが、「プロアクティブ」という言葉の訳を「常態的・先行的」としているのは正しいか。

総括指導主事 こちらは、京都府の重点の案からそのまま取り入れたものである。

川村教育長 「先行的」は分かるが、常態とは固定化するといった意味なので、「常態的」という訳が「プロアクティブ」にあるのかは確認してほしい。

生涯学習課長 1 行事の実施予定等について

1点目、精華町文化財保護審議会・精華町文化財保存活用地域計画作成協議会の開催について、ともに2月4日、午前に保護審議会を、午後に作成協議会を開催する。

2点目、令和6年度相楽「少年の主張」大会について、2月16日、青少年育成協会相楽連絡協議会の主催で、かしのき苑で実施される。本町は山田荘小学校と精華中学校が発表校となっている。

3点目、精華町民文化賞・スポーツ賞の選考委員会について、2月19日開催で、1月17日の推薦締め切り後、事務局で推薦候補書類を整理している。また表彰式については3月24日を予定している。

生涯学習課長 2 令和6年度精華町二十歳のつどいの開催報告について

対象者総数413人に対して参加者が325人で、参加率は78.7%だった。

生涯学習課長 3 精華町文化財保存活用地域計画策定の進捗状況について

文化財をめぐるっては、全国的に過疎化、少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が課題となっており、文化財をまちづくりに生かしつつ、地域社会総がかりでその継承に取り組んでいくことが必要であるという認識の下、平成30年に文化財保護法が改正され、市町村による文化財保存活用地域計画の策定についての規定が新設された。本町においても、地域の歴史と文化の価値を明らかにして、まちづくりに生かすことで、特色ある歴史と文化を未来に継承する

ことが必要であるとの考えから、令和5年度に精華町文化財保存活用地域計画作成協議会を立ち上げて、麻生委員にも協議会委員に就任いただいているが、これまで4回にわたって協議会を開催して議論を重ね、計画全体の骨子が出来上がりつつある状況となったので、現時点での素案として進捗状況を報告させていただく。

まず、序章では、計画の目的と位置づけを記載している。第3節には計画期間を記載しているが、本計画は、令和7年度中に文化庁の認定を受けられるよう策定作業を進めており、計画期間は令和8年度から令和17年度までの10年間としている。また、第5節の2で、本計画が対象とする文化財の定義を「精華町の宝もの」と表現している。

第1章では、精華町の概要を第1節の自然的・地理的環境から第2節、社会的状況、第3節、歴史的背景と3つに大別して記載している。

第2章では、「精華町の宝もの」の概要を示している。

第3章では、精華町の歴史文化の特徴を5つの特徴に構成して紹介している。

第4章では、これまで本町で行ってきた文化財調査と、文化財に関して行ってきた取組を記載している。

第5章では、文化財の保存と活用に関する基本理念と将来像を掲げている。

第6章では、保存と活用に関する課題と方針を示している。

第7章では、第6章に掲げた課題と方針を具体的に実行していくための保存活用に関する措置について記載している。

第8章では、現時点では目次の表題のみとなっているが、次回の協議会に事務局からのたたき案を提示する予定としている。

以上がこの計画全体の構成で、非常にボリュームがあるため、時間の関係上本日は詳細の説明は省かせていただくが、またご意見をいただければ幸いである。

なお、資料として概要版を作成を並行して進めている。今後の計画の周知においては概要版が中心になると考えている。どうしても文化財というジャンル自体が一般的には取っつきにくいという課題に照らして、概要版はできるだけ親しみやすいポップな仕上がりとし、まずは手に取ってもらえるようなものを目指している。

今後の予定では、2月4日に第5回目となる次回の協議会で計画案として取りまとめていただく予定としている。

その後、計画書案の作成、編集作業などを経て、令和7年4月から5月頃にパブリックコメントを実施し、出された意見なども踏まえて、令和7年7月頃をめどに文化庁への認定申請を行う。文化庁からは認定には数か月が必要と示されており、最終的な本計画の策定は令和7年度の後半を見込んでいる。

なお、1月21日に精華町議会民生教育常任委員会において本件について報告させていただいたところ、文化財を活用した観光施策など、シティープロモーションを積極的に展開されたいとの意見をいただいている。

まずは、計画策定に注力しつつ、計画期間の初年度となる令和8年度に向けて具体的な事業化についての検討を進めていく予定である。

生涯学習課長 4 防災受援施設整備計画の進捗状況について

防災受援施設は、打越台グラウンドと打越台環境センター跡地を一体的に活用し、打越台グラウンドの再整備を行いつつ、災害発生時には防災受援機能を有する、グラウンドに隣接したクラブハウスの活用を想定した社会教育、社会体育施設を整備するものである。

防災受援機能とは、近年多発している大規模な災害に備え、有事の際には自衛隊、警察、緊急消防援助隊や他の自治体からの応援職員を受け入れるための拠点施設とするものであり、また、支援隊受入れ機能と併せて支援物資の集積機能

を有する施設として整備する。

この事業は、防衛施設が所在するという地域の特徴を活用し、地域における防災等のための活動を企図したまちづくりに取り組むため、平成31年3月に策定した精華町まちづくり基本構想、令和2年3月に策定した精華町まちづくり基本計画の下に、既に供用開始している防災食育センター、そして現在建設が進められている防災保健センターと同じく、防衛省の補助金を活用して進めている。

令和5年度には、防災受援施設整備に向けた基本計画、基本設計を行い、令和6年度には実施設計を進めているところであり、本日は、現在の進捗状況について報告させていただく。

まず、整備スケジュールについて、第1期工事として令和7年度から令和8年度にかけて、既存の建物や舗装等の解体撤去、擁壁の造成、下水道整備など土木工事を中心とした敷地全体の面整備の工事を予定している。その後、第2期工事として令和8年度から令和9年度にかけて、(仮称)防災センターの建物の建設を中心とした建築、電気設備、機械設備の各工事、屋外照明整備などの施設整備工事を予定しており、令和9年度末の完成を見込んでいる。

なお、第1期工事の現場着工については、施設の閉鎖期間等に鑑み令和8年4月からを予定しており、現場での実質的な工事期間は令和8年度から9年度の2年間を見込んでいる。

次に、敷地概要について、本敷地は打越台環境センター跡地及び打越台グラウンドであり、敷地面積は3万3,978.54㎡である。

建物の概要について、(仮称)防災センターは延べ床面積2,102.24㎡、1階が1,305.6㎡、2階部分が796.64㎡である。構造は鉄骨造2階建で、そのほかにも、グラウンド部等において管理棟、屋外トイレ、屋外倉庫、選手席、あずまや等を整備予定である。

それぞれ建物の各部屋の床材は、共通して京田辺市中央体育館で使用されている弾性塩ビシート、商品面としては、タラフレックスというものだが、少しクッション性のある床材であり、運動が可能な床材を使用予定である。全部屋とも、会議など文化的な活動はもとより、軽運動でも活用可能なものとする計画である。そのため1階、2階の部屋には会議室や多目的室といった名称を付しているが、これは現時点で仮に付しているものであり、用途を限定する意味で記載をしているものではない。

なお、防災受援施設整備計画についても、精華町議会民生教育常任委員会で報告したところ、建物のトイレの入口は男女別々のほうがよいのではないかという意見があった。こちらについては、現在、実施設計を進めているところであるため、設計変更が可能かどうかを今後確認していく。

また、建物の各部屋での実際の利用想定に対する質問や供用開始に向けた管理体制などについての質問があった。

今後、工事発注や供用開始までの間、種々の課題に対する検討を行い、円滑な事業執行に努めてまいりたいと考えている。

【委員からのご意見】

麻生委員 「少年の主張」大会について、希望者がオンラインで見ることが可能か。

生涯学習課長 現在、オンライン配信等の予定はない。

麻生委員 一般の方は、希望すれば現地で観覧できるのか。

川村教育長 保護者も参加されているので、可能だと思う。私は参加予定なので、来ていただいたら会場を案内させていただく。

麻生委員 承知した。子どもたちの意見を聞く貴重な機会だと思うのだが、周知は各学校から保護者などの関係者に行う程度なのか。

生涯学習課長 特に一般向けに広く案内はしていない。

川村教育長 生涯学習課長から報告があった文化財保存活用地域計画に

についてはご意見等ないか。かなりボリュームがある資料だが、読んでいただいて、お気づきのことがあれば生涯学習課に教えていただきたい。文化庁に提出した後は簡単に修正できないので、修正は今のうちに行っていきたい。

松 下 委 員 1月25日に文化財関係の講演会があり、私も参加させてもらったが、可能であれば、本計画を町民に紹介するような講座も、何度か企画してもらえたらと思う。

生涯学習課長 計画が完成した際には、そういった講座などでうまく活用することを検討したい。

(6) 後援関係

12月から1月にかけて受け付けた教育委員会後援事業は、総数10件、学校教育課関係はゼロ件、生涯学習課関係が10件で、すべて社会教育係の担当のものとなっている。

(7) 2月の行事予定

先ほど生涯学習課長から報告させていただいたものを除き、主なものを紹介させていただく。

まず、明日を期限としている精華町子どもの読書環境整備5か年計画の第5次計画案に対するパブリックコメントの結果等について協議いただく精華町子どもの読書環境づくり推進協議会を2月14日に開催予定としている。

次に、委員の皆さんに出席いただく内容として、2月6日、松下委員が会長を務めておられる山城地方教育委員会連絡協議会が開催する教育長・教育委員研修会が文化パーク城陽で開催予定である。

そして、次回、第2回教育委員会会議については、2月25日に開催を予定している。

(8) 閉会

教育長が第1回教育委員会会議の閉会を宣言。